

財形貯蓄について

1 概要

勤労者財産形成促進制度（財形制度）は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法（財形法）に基づき、勤労者が退職後の生活の安定、住宅の促進、その他の資産形成を目的として貯蓄を行い、事業主及び国がそれを援助する（事業主：給与天引の実施、給付金等による貯蓄援助等、国：貯蓄の利子等非課税、住宅融資に対する利子補給等）制度である。

2 制度の内容と実績

（1）財形貯蓄制度

イ）制度の内容

	一般財形	財形年金	財形住宅
目的	用途を使用しない貯蓄	60歳以降の年金の支払いを目的とする貯蓄	住宅取得、増改築等を目的とする貯蓄
税制	利子等課税	財形年金と財形住宅貯蓄を合わせて550万円まで利子等非課税（生保等の扱う財形年金貯蓄については385万円）	
契約件数	766万件	250万件	143万件
残高	10兆2,766億円	4兆2,558億円	3兆2,503億円

注）契約件数、残高は、平成16年度末の数値である。

ロ）実績

- 財形貯蓄契約件数及び財形貯蓄残高は減少傾向
- 財形貯蓄契約者数は、複数契約による重複がないものとして合計すると1,159万人となり、全雇用者数の約23%（雇用者数4,940万人（自営業、会社役員等を除く））。

資料出所：厚生労働省調べ、総務省「労働力調査（平成16年平均）速報値」